

## 臨床遺伝専門医制度施行細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床遺伝専門医制度規則（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 規則第10条に定める専門医制度委員会（以下「委員会」という。）の委員は、以下の構成とする。

- ・ 日本人類遺伝学会から推薦された者
- ・ 日本遺伝カウンセリング学会から推薦された者
- ・ 委員会が必要と認めた者

(手数料)

第3条 認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |     |          |                              |
|-----|----------|------------------------------|
| (1) | 研修開始届手数料 | 5,000 円                      |
| (2) | 認定試験受験料  | 30,000 円                     |
| (3) | 認定手数料    | 10,000 円                     |
| (4) | 専門医維持料   | 35,000 円/5年（専門医認定時および更新時に徴収） |

\* 一旦受領した費用は、返還しない。

(専門医の申請資格)

第4条 指導（責任）医による受入証明書の受付をもって、研修を開始した医師（以下「専攻医」とする。）は、3年間の研修期間中に少なくとも2回は日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会に出席しなくてはならない。学術集会出席に学会所属の有無は問わない。

- (1) 研修開始には一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域（19領域）の専門医資格を保持していなければならない。

第5条 研修施設に在籍する専攻医は、指導責任医に研修指導を依頼し、承諾の上、研修開始届に必要な事項の記載を得ること。3年間の研修期間中に所属する施設の独立した遺伝医療部門において、以下の研修をおこなわなければならない。

- (1) 3年間の研修期間中に遺伝カウンセリングを含む遺伝医療を20例以上担当もしくは陪席すること。この20例の遺伝医療には、周産期、小児期、成人期、腫瘍の各遺伝医療領域を含み、各領域の症例数は少なくとも3症例を要する。
- (2) 所属する施設で上記研修領域を網羅できない場合は、3年間の研修期間中にロールプレイ実習のある以下の研修会に参加、不足領域のロールプレイに1回以上参加し、参加証明を添付した申請書に研修内容を記載する。すなわち、各領域の症例数が不足する場合には不足している当該領域1症例をロールプレイの同領域受講1回で補填することができる。ただしロールプレイの事例は20症例、5例詳記に加えることはできない。20症例、5例詳記はあくまで専攻医自身がカウンセリングを担当もしくは陪席したことが必須要件である。

- ・ 日本人類遺伝学会

遺伝医学セミナー（3日間）

- ・ 日本遺伝カウンセリング学会

遺伝カウンセリング研修会（3日間）

遺伝カウンセリングアドバンスセミナー（2日間）

- ・ 日本遺伝性腫瘍学会  
遺伝性腫瘍セミナー（3日間）
  - ・ 遺伝カウンセリング(GCRP)研修会（1日間）
- (3) 定期的に開催される症例検討会および教育的行事に参加する。

第6条 研修施設以外の施設に在籍する専攻医は、指導医資格をもった臨床遺伝専門医に研修指導を依頼し、承諾の上、指導医による受入証明書に必要事項の記載を得ること。3年間の研修期間中に次の各号すべてに該当した場合に規則第3条第1項を適用できるものとする。

- (1) 3年間の研修期間中に以下の研修会に参加し研修単位を20単位以上取得すること。
- ・ 日本人類遺伝学会  
遺伝医学セミナー：10単位  
遺伝医学セミナー入門コース：8単位  
臨床細胞遺伝学セミナー：8単位
  - ・ 日本遺伝カウンセリング学会  
遺伝カウンセリング研修会：12単位  
遺伝カウンセリングアドバンスセミナー：8単位
  - ・ 日本遺伝性腫瘍学会  
遺伝性腫瘍セミナー：8単位
  - ・ 遺伝カウンセリング(GCRP)研修会（3単位）
- (2) 上記研修会におけるロールプレイ実習に合計6回以上参加し参加証明を取得し、参加証明を添付した申請書に研修内容を記載する。
- (3) 3年間の研修期間中に遺伝カウンセリングを含む遺伝医療を20例以上担当もしくは陪席し、指導医の対面指導を受けること。この20例の遺伝医療には、周産期、小児期、成人期、腫瘍の各遺伝医療領域を含み、各領域の症例数は少なくとも3症例を要する。なお、複数の指導医による対面指導を合計することができる。
- (4) 上記研修領域を網羅できない場合は、3年間の研修期間中に(2)の研修会の不足領域のロールプレイに1回以上参加し、参加証明を添付した申請書に研修内容を記載する。すなわち、各領域の症例数が不足する場合には不足している当該領域1症例をロールプレイの同領域受講1回で補填することができる。ただしロールプレイの事例は20症例、5例詳記に加えることはできない。20症例、5例詳記はあくまで専攻医自身がカウンセリングを担当もしくは陪席したことが必須要件である。

第7条 国外の臨床遺伝学の専門医資格を有する医師は、申請により適格と認められた場合は認定する。

(専門医認定試験受験の手続き)

第8条 規則第3条第3項に定める学術活動の評価のために必要とする書類は、研修期間中に発表したものだけでなく、研修期間外に発表したものを含め、遺伝医学に関係した原著論文（症例報告を含む）または総説2編以上のリストとする。ただし、臨床遺伝に関する学会発表を2回行った場合には、論文1編とみなす。論文、学会発表ともに共著者、共同演者を含む。

2 規則第3条第5項の委員会が定める専門医は、一般社団法人日本専門医機構の定める基本領域専門医（日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整

形外科学会，日本産科婦人科学会，日本眼科学会，日本耳鼻咽喉科学会，日本泌尿器科学会，日本脳神経外科学会，日本医学放射線学会，日本麻酔学会，日本病理学会，日本臨床検査医学会，日本救急医学会，日本形成外科学会，日本リハビリテーション医学会，総合診療専門医），内科 Subspecialty 領域専門医（日本消化器病学会，日本循環器学会，日本呼吸器学会，日本血液学会，日本内分泌学会，日本糖尿病学会，日本腎臓学会，日本肝臓学会，日本アレルギー学会，日本感染症学会，日本老年医学会，日本神経内科学会，日本リウマチ学会，日本臨床腫瘍学会，日本消化器内視鏡学会），日本外科学会認定登録医とする。

- 3 規則第3条に記載されている定められた期間内とは，原則として，3年間の研修期間終了後5年以内とする。ただし，海外留学、病気療養、あるいはその他特殊な事情のためにこの期間に受験できなかった場合には臨床遺伝専門医認定試験受験資格期間延長願を提出し，制度委員会が認めた場合には受験が可能なものとする。
- 4 規則第4条第4項の症例要約は，3年間の研修期間中に専攻医が担当もしくは陪席した20症例の要約およびそのうちの5症例についての詳記とする。詳記の5症例には周産期、小児期、成人期、腫瘍の各領域を含むこと。なお5症例のうち少なくとも3症例は、専攻医自身が遺伝カウンセリングを行った症例とする。

（専門医資格更新）

第9条 規則第9条に定める専門医の認定更新は，次の各号により行うものとする。

- (1) 5年間に取得すべき総単位数は100単位以上とする。ただし，適切な遺伝医療の実践30単位，および日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会への計3回以上の参加（30単位以上）の合計60単位を必須とする。活動実績は、認定日から認定最終年度の11月末日までに経験したものとする。
- (2) 単位取得の対象となる学会参加と発表，専門誌への論文掲載および遺伝カウンセリングの実践については原則として，以下のとおりとする。

参加によるもの	単位
日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会の学術集会	10
日本医学会	8
委員会が認めた関連学会	5
その他臨床遺伝関連諸学会（臨床遺伝関連のセッションに参加の上，裏付け資料提出）	2
委員会が認めた国際的臨床遺伝関連学会	8
その他の国際的臨床遺伝関連学会	5
日本人類遺伝学会・遺伝医学セミナー	10
日本人類遺伝学会学術集会において委員会が認めた Education Program	1～2*
遺伝医学セミナー入門コース	8
臨床細胞遺伝学セミナー	8
日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリング研修会	12
日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリングアドバンストセミナー**	8
遺伝性腫瘍セミナー	8
委員会が認めた研修会	3
遺伝カウンセリング(GCRP)研修会	3**

\* 1学術集会あたりの認定単位は合計4単位まで。

\*\* 実技を中心とした研修会であり、参加を推奨する。

### 発表等によるもの

日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会での一般演題の筆頭演者および corresponding author（両学会の演題登録時に corresponding author を記載する事になっている）ただし、指導医資格のない専門医は筆頭演者のみとする。	3
臨床遺伝関連学会（単位一覧表に記載のある）での特別講演・教育講演・シンポジウム・セミナー・研修会等の筆頭演者および corresponding author。ただし、指導医資格のない専門医は筆頭演者のみとする。	5
他学会での遺伝医学に関連する演題の筆頭演者および corresponding author（学会プログラム・演題抄録のコピーを添付し、演題ごとに委員会でも審査し、適切と認められた場合に単位を認定する。（例：日本小児科学会、日本産科婦人科学会、日本神経学会で遺伝医学に関する演題を発表する場合等））ただし、指導医資格のない専門医は筆頭演者のみとする。	
査読制度のある学術専門誌へ筆頭著者あるいは corresponding author として遺伝医学関連論文が掲載されること	8
査読制度のある学術専門誌へ筆頭著者や corresponding author 以外のその他の著者として遺伝医学関連論文が掲載されること	3
<u>適切な遺伝医療の実践によるもの</u> （30単位取得は必須。最大50単位まで認める）	
遺伝カウンセリング15症例の要約とそのうち3症例の詳細記を提出し、委員会で承認された場合	30
遺伝カウンセリングの実践（追加症例最大10症例の詳細記提出、1症例2単位）	最大20

（専門医認定期間の延長・専門医資格の停止・専門医資格の返上）

第10条 海外留学、病気療養、あるいはその他特殊な事情のために専門医認定期間に第9条に定める資格更新のための活動をする事ができなかった場合に理由を添えて認定期間の延長・専門医資格の停止・専門医資格の返上を申請できるものとする。

#### 1. 認定期間の延長は以下の条件とする

- (1) 2回まで申請可能で、認められる期間は最長で3年とする。  
（初回1年・2回め1~2年、もしくは初回2年・2回め1年）
- (2) 延長期間中は臨床遺伝専門医を標榜でき、臨床遺伝専門医としての活動ができる。
- (3) 期間中は制度維持費（7000円/年）を納めなければならない。
- (4) 期間中の学会セミナー参加単位、遺伝カウンセリングは更新の対象と認める。
- (5) 延長期間が過ぎた時点で事務局から「更新手続き」の案内が送られる。  
初回の延長で更新手続きができない場合には（1）2回目の延長願、（2）資格返上願、のどちらかを提出する。2回めの延長で更新手続きができない場合には資格返上願を提出する。なお本人から初回の延長期間終了時に（1）（2）の届が無い場合、あるいは2回めの延長期間終了時に資格返上願の届が無い場合には、制度委員会が資格を取り消す。

#### 2. 専門医資格の停止は以下の条件とする

- (1) 2回まで申請可能で、認められる期間は最長で3年とする。

(初回1年・2回め1~2年、もしくは初回2年・2回め1年)

なお、特段の配慮が必要な場合においては、本人からの申し出により臨床遺伝専門医制度委員会において検討するものとする。

- (2) 停止期間中は臨床遺伝専門医を標榜できず、臨床遺伝専門医としての活動もできない。
- (3) 期間中は制度維持費(7000円/年)を免除とする。
- (4) 期間中の学会セミナー参加単位、遺伝カウンセリングは更新の対象には認めない。
- (5) 停止期間が終了した時点で本人から臨床遺伝専門医制度委員会に「再開届」を提出する。
- (6) 専門医資格の認定期間は資格停止前と資格停止後の合計とする。

3. 臨床遺伝専門医資格返上後に再度、専門医取得を希望する場合には臨床遺伝専門医認定試験を改めて受験して合格することが必要となる。その場合、専門医資格をかつて保有していたことを研修期間とみなし、専攻医としての研修期間は免除される。

#### (研修施設認定更新)

第11条 規則第15条に定める認定研修施設の認定更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出することにより5年毎に行うものとする。( )内が認定更新基準。

- (1) 認定期間中に研修施設において研修開始した専攻医および専門医を取得した医師の名簿
- (2) 5年間における臨床遺伝外来の診療実績\*(診療実績総数 年間20症例以上)
- (3) 勤務する専門医の名簿および研修におけるそれぞれの専門医の役割\*
- (4) 実施した研修プログラム(月1回以上)
- (5) 教育的行事の詳細(月1回以上)

\*診療、研修は周産期・小児期・成人期・腫瘍の領域において行われる遺伝医療を含む事。不足する場合は各セミナー受講などのカリキュラムが必要

#### (研修施設認定取消)

第12条 委員会は、認定研修施設が次の各号の一に該当するときは、期間内であっても認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき。
- (2) 研修施設として不適当と認められたとき。
- (3) 指導医が引き続き6ヶ月以上不在のとき。

#### (指導医の申請資格)

第13条 規則第16条第2項により必要とする書類は、申請者が臨床遺伝専門医取得後に経験した遺伝医療50症例(周産期、小児期、成人期、腫瘍の各遺伝医療領域を含み、各領域の症例数は少なくとも8症例を要する。)の要約および申請者自身が遺伝カウンセリングを行った5症例の詳細とする。詳細の5症例には周産期、小児期、成人期、腫瘍の各遺伝医療領域を含むこと。

2 規則第16条第3項に定める学術活動の評価のために必要とする書類は、申請者が臨床遺伝専門医取得後、遺伝医学に関係した筆頭著者あるいは corresponding author である5編以上の原著論文(症例報告を含む)のリストとする。ただし、共著者としての論文は2編で筆頭著者としての論文1編とみなす。また臨床遺伝関連学会において臨床遺伝に関係する発表(主演者のみとし共同演者

は除く)を2回行った場合には、筆頭著者としての論文1編とみなす。ただし筆頭著者あるいは corresponding author としての論文1編は必須とする。

- 3 指導医の初回認定審査は、6月、11月の年2回とし、申請書類の提出期限は4月、9月末日とする。

(指導医資格の更新)

第14条 規則第17条に定める指導医の更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出することにより5年毎に行うものとする。

- (1) 5年間の指導医認定期間中に指導したまたは指導中の専攻医のリスト
- (2) 現在行っている遺伝医療および研修指導の内容
- (3) 遺伝医学に関係した学術活動

(指導医認定期間の延長・指導医資格の停止・指導医資格の返上)

第15条 海外留学、病気療養、あるいはその他特殊な事情のために指導医認定期間に第14条に定める資格更新のための活動をすることができなかった場合に理由を添えて認定期間の延長・指導医資格の停止・指導医資格の返上を申請できるものとする。

1. 認定期間の延長は以下の条件とする

- (1) 2回まで申請可能で、認められる期間は最長で3年とする。  
(初回1年・2回め1年、もしくは初回2年・2回目1年)
- (2) 延長期間中は臨床遺伝指導医を標榜でき、臨床遺伝指導医としての活動ができる。
- (3) 期間中の資格更新のための活動は更新の対象と認める。
- (4) 延長期間が過ぎた時点で事務局から「更新手続き」の案内が送られる。  
初回の延長で更新手続きができない場合には(1)2回目の延長願、(2)資格返上願、のどちらかを提出する。2回めの延長で更新手続きができない場合には資格返上願を提出する。なお本人から初回の延長期間終了時に(1)(2)の届が無い場合、あるいは2回めの延長期間終了時に資格返上願の届が無い場合には、制度委員会が資格を取り消す。

2. 指導医資格の停止は以下の条件とする。

- (1) 2回まで申請可能で、認められる期間は最長で3年とする。  
(初回1年・2回め1~2年、もしくは初回2年・2回め1年)  
なお、特段の配慮が必要な場合においては、本人からの申し出により臨床遺伝専門医制度委員会において検討し判断する。
- (2) 停止期間中は臨床遺伝指導医を標榜できず、臨床遺伝指導医としての活動もできない。
- (3) 期間中の資格更新のための活動は更新の対象には認めない。
- (4) 停止が終了した時点で本人から臨床遺伝専門医制度委員会に「再開届」を提出する。
- (5) 指導医資格の認定期間は資格停止前と資格停止後の合計とする。

3. 臨床遺伝指導医資格返上後に再度、指導医取得を希望する場合には第13条に定める指導医の申請を改めて行うことが必要となる。

第16条 この細則は、委員会の議を経て、改正することができる。

附則

2001年10月 4日 制定  
2003年10月22日 改訂  
2006年10月18日 改訂  
2008年11月 3日 改訂  
2010年 5月30日 改訂  
2012年 6月 8日 改訂  
2012年11月24日 改訂  
2013年 2月27日 改訂  
2015年 6月25日 改訂  
2019年11月 8日 改訂  
2020年 7月 2日 改訂  
2020年11月16日 改訂  
2021年 2月22日 改訂  
2021年10月11日 改訂